

「岡山市東区役所庁舎における売店運営事業者募集」に関する仕様書

1 運営場所及び面積

岡山市東区役所 1 階（岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号）

売店施設 面積 7.8 平方メートル（別添図面のとおり）

2 使用用途

売店の営業

3 使用期間（売店運営期間）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし、使用許可は年度ごとに決定し、特別な事情がない限り 1 年ごとに更新する。

4 使用許可及び使用料

行政財産の使用許可は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 及び岡山市公有財産取扱規則（昭和 39 年市規則第 21 号）第 21 条の規定に基づき、岡山市（以下「市」という。）が毎年度決定する。その場合において、売店施設に関する使用料は、岡山市財産条例（昭和 39 年条例第 27 号）第 2 条に基づき算出した額を、毎年度ごとに市が指定する方法により納付する。

5 電気料

毎月ごとに実費を徴収する。（運営事業者が子メーターを設置すること。）

6 使用条件等

(1) 営業時間について

区役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（休日開庁日を除く。）

(2) 売店の運営について

円滑に運営するための明確な方針があること。（スタッフ体制、緊急連絡体制など）

(3) 販売品について

次に掲げる品目を販売品に含めること。

(ア) 収入印紙

(イ) 飲料（自動販売機での販売を含む。） ※食品については、販売は任意とする。

(4) 販売、支払方法について

各取引の決済は現金払のみとする。

(5) 設置機器について

既設電気容量（15 アンペア×4 回路）を超えない範囲で提案すること。

(6) 配置計画について

別紙を参考に配置計画（レイアウト）を提案すること。

(7) 自動販売機について

飲料等自動販売機の設置希望の意向を明らかにすること。

7 営業に伴う関係法令上の手続き

売店営業に伴う関係法令上必要な諸官庁への申請，届出等については，すべて運営事業者の負担において行い，申請，届出等の状況を市に報告すること。

8 商品の仕入れ及び管理

仕入れ商品については，安全性等信頼できる業者から仕入れることとし，販売商品の瑕疵については，運営事業者がその責めを負う。また，商品の安全管理には十分配慮するとともに，取扱商品は適温管理により，鮮度，品質保持に努め，消費期限等を厳守すること。

9 停電対策

受変電設備の法定点検等による停電時は，運営事業者において必要な対策を施すこと。

10 営業状況の報告

運営事業者は，営業に係る収支について，市から求めがあったときにはそれに応じる義務があるものとする。

11 掲示物等の表示又は掲出

張り紙，看板等の表示又は掲出については，使用許可を受けた場所で行うこと。また，使用許可を受けた場所であっても，庁舎のサイン計画にそぐわないと判断される場合は，張り紙，看板等の表示又は掲出を認めない場合がある。

12 協定書等の締結

選定後，運営事業者は市に行政財産目的外使用許可の申請を行い，行政財産の使用許可後は，仕様書の内容に沿った協定書を締結する。

13 法令等の遵守

食品衛生法，庁舎管理上の諸規則，その他法令，規則等に基づき運営すること。

14 保険

運営事業者は，火災保険及び借家人賠償保険などに加入するように努めなければならない。

15 その他

この仕様書に定めるもののほか，市が売店に関し意見等を求めた場合には，運営事業者はそれに応じ協力するものとする。さらに，営業に際し必要な事項が生じた場合には，市と協議すること。

16 使用上の制限

(1) 使用物件は最善の注意を持って維持保存しなければならない。

(2) 運営事業者は，使用物件を売店の営業以外の用途に供してはならない。

17 第三者の使用禁止

運営事業者は，使用物件を他の者に使用させてはならない。ただし，運営事業者の責任の下にフランチャイズ契約に基づき，第三者に運営させることができる。この場合は，

企画提案により運営者を申告しなければならない。

18 協定の解除

次の各号のいずれかに該当するときは、市は協定を解除することができる。その場合において、運営事業者は当該解除によって生じた損失の補償を市に請求することはできない。

- (1) 市において公用又は公共の用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
- (2) 運営事業者が協定書の条項に違反したとき。
- (3) 運営事業者が、参加資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

19 原状回復

- (1) 協定の解除又は使用期間が満了したときは、運営事業者は自己の費用で、市が指定する期日までに使用許可物件を原状に回復した上で返還しなければならない。ただし、市が特に承認したときはこの限りではない。
- (2) 運営事業者が前号の期日までに原状回復の義務を履行しないときには、市がこれを行い、その費用を運営事業者の負担とすることができる。この場合において、運営事業者は何ら異議を申し立てることはできない。

20 損害賠償

- (1) 運営事業者は、運営事業者が販売した飲食物を飲食したことに起因し、食中毒又は伝染病等の事故が発生した場合は、その被害者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (2) 運営事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。
- (3) 前号に定める場合のほか、運営事業者は協定書に定める義務を履行しないため、市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

21 有益費等の請求権の放棄

運営期間が満了したとき又は協定の解除が行われたときは、運営事業者は、使用物件に投じた有益費その他の費用があっても、これを市に請求し、又は異議申立て、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

22 疑義の決定

協定書の各条項に関して疑義があるとき及びその他物件使用について疑義を生じたときは、市と運営事業者が協議して別に定める。